

伊勢原市中小企業融資制度・利子補給制度

※全ての資金について、信用保証協会の保証・担保は必要に応じて付すること。

融資制度概要								利子補給制度概要		
資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資利率（年利率）	融資期間及び返済方法	保証人	融資申込先	助成対象者	補助率・補給期間	申請方法
事業振興資金	市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあってはかつ1年以上市内に居住の方）及び協同組合等	設備資金 ※うち、当該設備の導入のために必要な運転資金を同時に借り入れ可能（融資額の1/2を限度とする）	3,000万円	5年以内 信用保証付 1.6%以内 信用保証なし 金融機関所定固定金利	10年以内 原則として割賦返済 （据置期間6ヵ月以内）	原則として 法人の 代表者を 除き不要	取扱金融 機関へ	当該融資制度 を利用し、取扱 金融機関に融 資資金に係る 利子を支払っ た中小企業者 及び協同組合 等。 ただし ①市税を完納 していない者 ②融資資金の 償還を延滞し 期限の利益を 喪失した者は 除く。	●約定利子の40%以内 ●補助限度：年額10万円 ●60ヵ月以内	毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子について、翌年1月末日までに、商工観光課へ申請書及び指定書類を添えて提出 ※融資を12月から受けた場合においては、その翌年に限り2月末日までに商工観光課へ申請書及び指定書類を揃えて提出
		運転資金		7年以内 信用保証付 1.6%以内 信用保証なし 金融機関所定固定金利						
	市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者（個人にあってはかつ1年以上市内に居住の方） ※全国統一保証制度である「小口零細企業保証」を適用します。 ※信用保証を付すること	小口零細企業保証資金	2,000万円 <small>全国の信用保証協会の保証付残高との合計</small>	1年以内 1.1%以内 1年超5年以内 1.6%以内 5年超 1.8%以内						
	最近3ヵ月の生産額及び売上額が前年同期に比べ概ね10%以上減少し、経営上著しい困難が生じていると認定された中小企業者及び協同組合等で、市内に事業所を有し、かつ継続して1年以上同一事業を営んでいる者	緊急経営支援特別資金	1,000万円	2.0%以内	6年以内 原則として割賦返済 （据置期間6ヵ月以内）			●約定利子の50% ●融資期間の概ね1/2の期間	年2回 毎年1月1日から6月30日までの間に支払った約定利子については7月末日まで、7月1日から12月31日までの間に支払った約定利子については翌年1月末日までに、商工観光課へ申請書及び指定書類を添えて提出 ※融資を12月から受けた場合においては、その翌年に限り2月末日までに商工観光課へ申請書及び指定書類を揃えて提出	
事業所立地適正化資金	次の①～④全ての条件を満たす者 ① 現に工場立地が不適当なため操業上支障があり、移転に依らなければ環境の改善を図ることができない者 ② 移転計画が確実で、融資実行後1年以内に移転が完了し、かつ、操業が開始できる者 ③ 移転後の跡地については、適正な土地利用計画が策定されていること ④ 神奈川県診断を受ける者	用地購入資金 事業用建築物及び施設の設置資金	5,000万円	2.4%以内 （信用保証付 2.2%以内）	10年以内 原則として割賦返済 （据置期間12ヵ月以内）		市の認定を受けてから、取扱金融機関へ	●約定利子の50% ●60ヵ月以内	毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子について、翌年1月末日までに、商工観光課へ申請書及び指定書類を添えて提出 ※融資を12月から受けた場合においては、その翌年に限り2月末日までに商工観光課へ申請書及び指定書類を揃えて提出	
商店街共同施設整備資金	法人格を有しない商店街団体	設備資金	1,000万円 特認 3,000万円 （ただし総事業費の80%以内）	2.5%以内	5年以内 割賦返済 （据置期間6ヵ月以内）					
環境対策資金	市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあってはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③のいずれかに該当する者 ① 市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ② 市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③ 市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者	設備資金 運転資金	2,000万円	1.8%以内 （信用保証付 1.5%以内）	5年以内 原則として割賦返済 （据置期間6ヵ月以内）					

伊勢原市小口事業資金融資

融資対象者	資金用途	融資限度額	融資利率（年利率）	融資期間及び返済方法	保証人	担保	信用保証	申込先
市内において1年以上継続して別に定める業種を営み、かつ個人においては1年以上市内に継続して在住し、一定の条件を満たす小規模事業者	運転資金	100万円	無利子	1年以内 一括又は割賦返済	原則1名の 連帯保証人	不要	不要	伊勢原市商工会 （☎95-3233）



神奈川県融資に係る利子補給制度

制度名	助成対象者	補助率・補給期間	申請方法
経営安定資金 利子補給制度	神奈川県経営安定資金（経営安定融資（災害救助法適用区域内での被災）、売上・利益減少対策融資）の運転資金を利用し、取扱金融機関に融資資金に係る利子を支払った者で、市内に事業所を有し、かつ継続して1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等。ただし、①市税を完納していない者 ②融資期限の償還を延滞し期限の利益を喪失した者 は除く	●約定利子の50% ●補助限度：1事業所につき年額30万円 ●融資期間の概ね1/2の期間	毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子について、翌年1月末日までに、商工観光課へ申請書及び指定書類を添えて提出 ※融資を12月から受けた場合においては、その翌年に限り2月末日までに商工観光課へ申請書及び指定書類を揃えて提出
中小企業設備資金 利子等補給制度	神奈川県の設備資金（経営安定資金、小口零細企業保証資金、事業振興資金、小規模事業資金）、（公財）神奈川県産業振興センターの小規模企業者設備貸与事業（割賦制度）を利用し、取扱金融機関に融資資金に係る利子または損料を支払った者で、市内に事業所を有し、かつ継続して1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等。ただし、①市税を完納していない者 ②融資期限の償還を延滞し期限の利益を喪失した者 は除く	●約定利子又は損料の30%以内 ●補助限度：年額8万円 ●24ヵ月以内	
ライフステージ別資金（創業期） 利子補給制度	神奈川県ライフステージ別資金（創業期）（スタートアップ融資・創業支援融資）を利用し、取扱金融機関に融資資金に係る利子を支払った者で、開業（予定）地の所在地が市内にある者。ただし、①市税を完納していない者 ②融資期限の償還を延滞し期限の利益を喪失した者 は除く	●約定利子の50%以内 ●補助限度：年額20万円 ●24ヵ月以内	